

3回
令和8年第 総会
3月

白井市農業委員会会議録

令和8年3月5日 開会

令和8年3月5日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和8年3月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 特定農地貸付の承認申請について
- 議案第3号 令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画の決定について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第6号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

4月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 3月18日木曜日
- ・事前審査会(案) 3月26日木曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 4月2日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室1・2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

いよいよ3月に入りまして、農作業等も忙しい時期と思われるので、体調面には十分注意していただいて、農作業に励んでいただきたいと思います。

また、今日は案件が大分ありますので、慎重なる審議を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和8年3月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名人は、2番増田道恵委員、3番山崎正司委員を指名いたします。

説明及び記録を事務局にお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 事務局の鈴木です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和8年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字今井字小山下の3筆です。

地目は田。

地積は、合計2,925平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は贈与による所有権移転によるものです。

次に2番、大字平塚字味噌之内の1筆です。

地目は畑。

地積は、238平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転によるものです。

次に3番、大字谷田字北前原の2筆です。

地目は畑。

地積は、合計で2174.76平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転によるものです。

最後に4番、大字神々廻字東原の6筆です。

地目が原野と畑、現況は畑です。

地積は、合計で4,236平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は使用貸借権設定によるものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 それでは、調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4.7キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、適切に管理された状態です。

進入道路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台等、農機具はそろっております。

労働力は世帯員が6人で、うち2人が農業に従事しています。

年間従事日数が300日。

技術力もあります。

現在所有している農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させた行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率化的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、審査資料2番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、適切に管理された状態です。

進入路については、市道及び自己所有地により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター1台。

労働力は世帯員が2人で、2人とも農業に従事しています。

年間従事日数は150日。

技術力もあり、現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率化的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、資料3番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約3.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、現在は作付をしておらず、休耕状態になっております。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者は農機具を所有しておりませんが、権利者が所属するNPO法人の耕作地が隣接しており、そちらの農機具等を使用できるとのことです。

労働力は世帯員が1人で、1人で農業に従事しています。

年間従事日数は200日です。

技術力については、農業作業歴17年にあることから、問題ないと判断いたしました。
また、市民農園の運営に当たっては、NPO法人と連携して行っていくとのことでした。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と判断いたします。

続きまして、資料4番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3.3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、適切に管理された状態です。

進入路については、私道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、管理機2台等農機具はそろっております。

労働力は世帯員が2人で、2人とも農業に従事しています。

年間従事日数は260日。

技術力もあります。

現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の御報告がございました。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の石井修一委員、お願いいたします。

石井修一委員 推進委員の小名内地区の石井です。

権利者、義務者双方に電話で伺ったところ、義務者は農業をしていなくて、今後の将来を思い、無償譲渡してでも手放したほうが良いと思ったそうです。

権利者は、家から水田に近く、耕作いただけるのに問題ないということでした。

以上です。

中村会長 2番について、最適化推進委員の秋谷裕一委員、お願いいたします。

秋谷裕一委員 推進委員の秋谷です。

権利者の方は、班長さんの説明のとおりで、義務者の方は、事前審査会に代理人の出席でしたので、本人に電話で確認したところ、畑の入口がなく、今後、農地を利用する予定もないので、買ってもらうことになりましたとのことでした。

以上です。

中村会長 3番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 推進委員、十余一地区担当の松丸です。

内容については、先ほど班長が報告したとおりでございますが、権利者と電話で話すことができましたので、御報告させていただきます。

班長と重複する点もありますが、義務者は、10年ほど前にNPO法人を設立しまして、法人を通じて水稻、また、野菜等を耕作しており、隣地でも耕作を行っていたことから、今回の申請に至ったということでした。

また、市民農園の開設についても、駐車場スペースの確保や、簡易トイレ、水道の管理、また、栽培技術面でも野外講座等を計画しており、問題ありません。

以上です。

中村会長 4番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いします。

山崎操夫委員 推進委員の山崎です。

権利者に直接会って話を聞きました。

耕作地は、もう自分ではやらないので、やりたいという方がいたので、貸すことを決めたそうです。

進入路ですが、公図ではないように見えますが、施設を建てる時に、サービス付き高齢者住宅と特別養護老人ホームの間の道が私道ということで、その道が残っています。

県道からゴルフ場まで抜ける道が1本、私道としてあります。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

小林幸子委員 推進委員の小林です。

3番目なのですが、権利者の方は横浜に住所があるのですけれども、そちらのほうから通ってきて農業をやるといことなののでしょうか。

それとも、市民農園で全部貸すみたいな形なののでしょうか。

中村会長 事務局。

事務局 こちらについては、権利者の実家が船橋市にあるということで、農業をやるときは、基本的にこちらから通うような形になると思います。

小林幸子委員 船橋から。

事務局 はい。

小林幸子委員 200日、船橋まで来て、船橋から、こちらへまた来るという形なのですか。

事務局 そうです。

NPOをやっているの、ほかの役員の方でやってもらえることもあるので、基本的にずっといるわけではないのですが、実家が船橋にあるので、やる際は、そちらから通えるのでということでした。

小林幸子委員 分かりました。

中村会長 ほかにございませんか。

どうぞ。

伊藤 治委員 推進委員の伊藤です。

同じく3番なのですけれども、駐車スペースと簡易トイレを設置されるということと、あと、井戸水を使うということで、井戸のほうは設計されている状態なののでしょうか。ほかの筆で、既に農業が行われているということなので、こちらのほうはこれからなのですか、それとも、現在、設置済みなののでしょうか。

中村会長 事務局は分かる？

松丸敏雄委員 水道のほうは、ちょっと離れたところで井戸を持っていて現在は使っていないということで、その井戸水をNPOで借りているのでしょうか、それをまた市民農園で使う。

伊藤 治委員 もう一ついいですか。

3番なのですけれども、一応3条なので、あれなのか分からないですけれども、残高証明とあって、こういう場合はつけなくてもよいのかわからない。

中村会長 事務局。

事務局 3条申請なので、こちら資金計画提出までで、残高証明は求めています。

伊藤 治委員 分かりました。

ありがとうございます。

中村会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

続いて、2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番を許可することに可決いたします。

続いて、3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番を許可することに可決いたします。

続いて、4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、4番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 特定農地貸付けの承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 特定農地貸付けの承認申請について、下記のとおり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づき、特定貸付けについて承認申請がありましたので、提出いたします。

令和8年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

大字谷田字北前原の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で2174.76平方メートル、申請人は記載のとおりで、申請事由は、市民農園開設のためとなっております。

ここで、特定農地貸付けとは、農業者以外の住民などへ農地を趣味的な利用目的のために農地を貸し付ける制度となり、農作物を作る市民農園などで活用されているものです。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項において、特定農地貸付けを行おうとする者については、申請書に貸付規定等を添えて、特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会に提出して承認を求めることができる規定になっているものでございます。

なお、今回の対象となる案件は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の内、3番で許可することに可決をいただいた所在地となります。

次の3ページから11ページにかけては、特定農地貸付けの承認申請書の内容となっております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 こちらの案件については、議案第1号3番の案件と同一の案件ですので、審査班長の報告及び地区担当委員の補足説明については、省略させていただきます。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 特定農地貸付けの承認申請についてを採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第2号 特定農地貸付けの承認申請について、承認することに可決いたします。

続きまして、議案第3号 令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、12ページを御覧ください。

議案第3号 令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画の決定について、白井市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項及び第3項の規定により、別紙のとおり令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取依頼がありましたので提出いたします。

令和8年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

13ページを御覧ください。

白井市長からの依頼文になります。

14ページを御覧ください。

令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画（案）です。

1番、新規です。大字白井字西外出の2筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は合計で3,493平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が普通畑。

期間が10年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

農地中間管理機構は、公益社団法人千葉県園芸協会です。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりとなっております。

経営面積は0アールで新規就農者となります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたします。
五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 調査報告を申し上げます。

審査資料5番を御覧ください。

当日は、権利者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北へ約1.2キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、適切に管理された状態です。

進入路については、私道により確保されております。

また、権利者の農機具については、今後、農協や日本政策金融公庫からの借入れを行い、トラクターやハンマーナイフモア等の農機具を購入する予定です。

労働力については、権利者の方が4名の臨時雇用を行う予定です。

年間従事日数については160日です。

営農技術については、市内にある農業学校で1年間研修を受けており、問題ないものと判断いたしました。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は問題ないものと判断いたしました。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

最適化推進員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 推進委員の秋本です。

ただいま五十嵐班長さんから報告がありましたとおり、特に問題がないものと思われ
ます。

義務者に電話で確認をしましたところ、前はここに栗畑を営んでいたということでしたが、一つは、高齢になって維持ができなくなったということと、また、後継者がい

ないということ、数年前から、知人との話という部分で、どうしようかという話があったそうなので、その知人がここをやりたいということで、その後、中間管理機構に義務者が登録をしまして、今回に至ったということでございます。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画の決定について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第3号 令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画の決定について、承認することに可決いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、15ページを御覧ください。

議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和8年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字根字二部山台の1筆です。

地目は畑。

地積は、661平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は、資材置場による所有権移転によるものです。

次に2番、大字復字仲ノ下の1筆です。

地目は田。

地積は、587平方メートルの内、31.22平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は、資材置場・仮設道路による一時転用によるものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたします。

五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 調査報告を申し上げます。

審査資料6番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者と本人と義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所より西へ約2キロメートルに位置しております。

進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地のため、第二種農地と判断しました。

転用目的ですが、資材置き場です。

次に、一般基準ですが、申請面積は661平方メートルであり、土地利用計画との関係においても面積妥当と思われます。

事業計画についてですが、3トントラックでの搬入を行うため、前面道路からの約2.5メートルセットバックをし、敷地内には砂利敷きを行います。

また出入口以外の周囲にはフラットパネルを設置し、隣の土地への砂利の流出を防ぐ計画です。

資金確保につきましては、自己資金と借入金について賄う予定です。

汚水排水については発生せず、雨水については自然浸透させます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上、報告を終わります。

続きまして、審査資料7番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は市役所に南へ約1.8キロメートルに位置しております。

進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、農振農用地になります。

転用目的ですが、資材置場、仮設道路への一時転用です。

次に、一般基準ですが、申請面積は31.22平方メートルであり、土地利用計画との関係においても面積妥当と思われます。

事業計画については、去年の11月に隣接する仮設道路について一時転用を行いました
が、工事施工計画の見直しにより用地が不足することになったため、追加の申請を行
うものです。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については発生せず、雨水については側溝へ流出させるということで、これ
らのことから、立地基準、一般基準とも本案件は何ら問題ないと思われます。

以上、審査報告を終わります。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございました。
地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。
1 番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いいたします。

押田勝巳委員 中木戸地区担当の押田です。
義務者、土地所有者に会って、話を聞きました。
昔は農家だったのですけれども、現在は親の代から全然農業をしていないそうです。
後継者も農業をやることがないということで、耕作地があちこちあって、どうにかしようということで、誰か欲しい人がいないかと探していたそうです。
たまたまこの人と縁があって、欲しいということで、義務者が喜んで、耕作地をそのままにしておいてもしょうがないということで、利用してもらえればということで譲ることに決めたそうです。
以上です。

中 村 会 長 2 番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 白井、復地区担当の推進委員の秋本です。
五十嵐班長さんの報告のとおり、特にありませんが、一連のデータセンターの流れから、事務所に確認して電話で確認しましたところ、義務者も了承していましたので、問題ないものと思います。
以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

伊藤 治委員 推進委員の伊藤です。
自分で分からないところで質問という形なのですが、この資料の7番の農地法の第4条、第5条に書いてあるうち、5条の場合だったら5条に丸してあるものだと思うのですが、こちらの場合は、丸が4条にも5条にもついていないのですが、これは、どちらともつけがたいからノーチェックという形なのでしょうか。

中 村 会 長 事務局、どうぞ。

事 務 局 そちらについては、5条に丸がついているのが、おっしゃるとおり正解です。
こちらは訂正したいと思います。

伊藤 治委員 5で。

事 務 局 5についているものが本来です。

伊藤 治委員 分かりました。
ありがとうございます。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。
1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手お願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。
議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。
2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手お願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。
議案第4号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。
続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、16ページを御覧ください。
議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請がありましたので提出いたします。
令和8年3月5日提出。
白井市農業委員会会長、中村教雄。
1番、大字復字仲ノ下、変更前708-3の一部外8筆に1筆が加わり、変更後708-3の一部外9筆になります。
地目は田。
地積は、変更前1046.59平方メートルに31.22平方メートルが加わり、変更後1077.81平方メートルになります。
申請人は記載のとおりで、申請事由は、工事施工計画の見直しにより、仮設道路設置に用地が不足するためとなります。
以上でございます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 こちらの案件については、議案第4号2番の案件と同一の案件ですので、審査班長の報告及び地区担当委員の補足説明については、省略させていただきます。
続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手お願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、採決を行います。許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第6号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、17ページを御覧ください。

議案第6号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願がありましたので提出いたします。

令和8年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字白井字南外出の1筆です。

地目は畑。

地積は、231平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は生産緑地解除申請のためとなります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

最適化推進委員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 白井地区担当の推進委員の秋本です。

ここにつきましては、この申請人の方が、資料9の4についております申出の理由と診断書のとおりでございまして、10年前頃から体調を崩しまして、面積が小さいことから、ここを野菜畑で活用していたらしいです。

ところが、体調崩すようになりまして、ここを管理することができなくなったということでもあります。

また、旦那さんとせがれさんが2人おりますが、2人とも梨園を営んでおりまして、

大分やっていることから、こちらが梨を仮に植えたとしても、狭くてしづらい。
また、道路との境がかなりの段差がありまして、梨園には向かないということで、こ
こではできませんというところでありました。
そこで、こういった申し出が出たということでございます。
以上です。

中 村 会 長 続いて質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。
ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第6号
生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について採決
を行います。
承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。
議案第6号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願に
ついて承認することに可決いたします。
次に、報告事項に入らせていただきます。
事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、18ページを御覧ください。
報告第1号 専決処分について。
下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第7号の規定により専決処分したの
で、これを報告いたします。
令和8年3月5日提出。
白井市農業委員会会長、中村教雄。
19ページを御覧ください。
①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。
専決処分については、以上でございます。
続きまして、20ページを御覧ください。
報告第2号 荒廃農地の非農地化について。
下記のとおり、農地法第2条第1項の規定による農地に該当しない旨の通知をしまし
たので報告いたします。
令和8年3月5日提出。
白井市農業委員会会長、中村教雄。
続きまして、21ページを御覧ください。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和8年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

通知事項については以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきます。

4、報告協議事項等の(2)その他で、4月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締切りが3月18日水曜日、事前審査会が3月26日木曜日、担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が4月2日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室1・2になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案につきましては、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人